



宮城県では、熊本県で発生した地震災害に対し、県広域応援本部を設置（7月29日）し、人的支援、物資支援、被災者支援等について全庁的な支援体制を構築しており、東日本大震災等の経験を活かし、被災自治体からの要請に迅速に対応できるよう準備・調整を進めている。

○ 主な支援内容

（１）人的支援

総務省（応援職員確保調整本部）から秋田県（全国知事会ブロック幹事県）を経由し、本県に対し御船町への派遣要請（8月4日）

▶住家被害認定調査支援（8月17日から1ヶ月程度、3名）



・ 先遣隊（県職員2名）を派遣し、現地状況把握や連絡調整を実施

▶8月13日～19日（※8月12日に出発式を実施予定）

・ 住家被害認定調査支援として県職員等を継続派遣（各クール3名）

▶第1クール 8月17日～23日（※8月12日に出発式を実施予定）

▶第2クール 8月23日～29日（※以降第5クールまで継続予定）

・ 各部局において、各省庁等の応援スキームによる派遣要請に備え待機・調整を実施中

（２）物資支援

・ 全国知事会等からの照会に対し、以下の支援可能数を報告

飲料水500ml：約14.7万本

飲料水2L：約1,700本

・ 要請があり次第、輸送調整を実施する体制を構築

（３）被災者支援

・ 災害義援金の募集を実施（8月3日～10月30日予定）

義援金は日本赤十字社へ寄附

・ 公営住宅等は計167戸（県営94戸、市町村営73戸）を提供可能

（４）広域連携

・ 全国知事会との情報共有を継続

宮城県の対応状況一覧

番号	支援業務名	支援実施所属	支援先	支援期間	内容詳細
【職員等の派遣】					
1	宮城県広域応援本部 の設置	復興・危機管理部	熊本県	令和8年7月29日	<設置目的> ○被災県に対する広域応援の検討及び実施
2	応急対策職員等 の派遣	復興・危機管理部	熊本県御船町	令和8年8月13日～	<先遣隊業務> ○現地の状況把握や連絡調整等のため、職員を派遣。 期間：令和8年8月13日（木）から19日（水）まで 職員：県2名
				令和8年8月17日～	<住家被害認定調査業務> ○住家被害認定調査業務の支援を行うため、対口支援として職員派遣を実施。 ・第1クール 期間：令和8年8月17日（月）から23日（日）まで 職員：県3名 ・第2クール 期間：令和8年8月23日（日）から29日（土）まで 職員：県3名 ・第3クール 期間：令和8年8月29日（土）から9月4日（金）まで ・第4クール 期間：令和8年9月4日（金）から10日（木）まで ・第5クール 期間：令和8年9月10日（木）から16日（水）まで ※第3クール以降の職員（各クール3名を予定。）は調整中。
3	緊急消防援助隊 宮城県大隊	復興・危機管理部	—	出動指示があり次第 派遣	○総務省消防庁の指示による出動だが宮城県への出動要請はない。
4	災害廃棄物対策職員 の派遣	環境生活部	—	支援要請があり次第 派遣	○東日本大震災や東日本豪雨などの災害で経験した本県の災害廃棄物処理の知見を活かし、可能な限り協力できるよう、派遣体制の調整を行っている。
5	DHEAT（災害時 健康危機管理支援 チーム）の派遣	保健福祉部	—	支援要請（派遣決 定）があり次第派遣	○厚生労働省から九州ブロック内の各県に対して派遣要請あり（7月29日（水））。 ○現時点で宮城県に対する派遣要請は無し。

番号	支援業務名	支援実施所属	支援先	支援期間	内容詳細
【職員等の派遣】					
6	保健師等チームの派遣	保健福祉部	—	支援要請（派遣決定）があり次第派遣	○厚生労働省から九州ブロック内の各県に対して派遣要請あり（7月29日（水））。 ○厚生労働省から各都道府県に対して追加派遣要請あり（7月31日（金）、8月3日（月））。部内で調整し、県及び仙台市で派遣「可」で回答した。厚生労働省における調整の結果、県及び仙台市は派遣対象とならず、今後の追加派遣要請に向けて待機中
7	DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣	保健福祉部	—	支援要請（派遣決定）があり次第派遣	○厚生労働省から九州沖縄管内各県に対して派遣要請あり（7月31日（金））。 ○中国四国管内各県にも派遣依頼予定（8月3日の週）
8	DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣	保健福祉部	—	支援要請（派遣決定）があり次第派遣	○厚生労働省・DMAT事務局からの協力要請（8月5日（水））に基づき、DMATコーディネーションチーム（チームという名称だが1人単位）派遣に向けた調整を実施中。宮城県内では9人該当 ○今後、派遣期間及び派遣先等について、日本DMAT事務局と調整予定
9	ドクターヘリの派遣	保健福祉部	—	—	○現時点で宮城県に対する派遣要請は無し。
10	災害支援ナースの派遣	保健福祉部	—	支援要請（派遣決定）があり次第派遣	○厚生労働省から九州ブロック内の各県に対して派遣要請あり（7月30日（木））。 ○現時点で宮城県に対する派遣要請は無し。
11	介護職員等の派遣	保健福祉部	—	—	○現時点で宮城県に対する派遣要請は無し。
12	JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）の派遣	保健福祉部	—	—	○日本栄養士会が、JDA-DAT（2チーム）を熊本県内に派遣し、活動を開始したとの情報あり。 ○現時点で宮城県のJDA-DATチームに対する派遣要請は無し。

番号	支援業務名	支援実施所属	支援先	支援期間	内容詳細
【職員等の派遣】					
13	J D A T（日本災害 歯科支援チーム）の 派遣	保健福祉部	—	—	○厚生労働省から日本歯科医師会に対して J D A T の派遣要請があり、近隣九州地区で対応する旨の情報あり。 ○現時点で（一社）宮城県歯科医師会に対する J D A T の派遣要請は無し。
14	J R A T（日本災害 リハビリテーション 支援チーム）	保健福祉部	—	—	○現時点で宮城県に対する派遣要請は無し。
15	D P A T（災害派遣 精神医療チーム）の 派遣	保健福祉部	—	支援要請（派遣決定）があり次第派遣	○7月28日（火）にD P A T 事務局から全都道府県に対して待機指示があり、①8/11-13②8/14-18③8/19-23（調整中）で派遣「可」で回答。現在は関東以南のブロックに派遣要請が行われている。
16	被災建築物応急危険 度判定士の派遣	土木部	—	—	○「被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき要請があった場合の支援体制を整えているが、現時点で支援要請はない。
17	被災宅地危険度判定 士の派遣	土木部	—	—	○「被災宅地危険度判定要綱」に基づき要請があった場合の支援体制を整えているが、現時点で支援要請はない。
18	応急仮設住宅建設等 支援業務	土木部	—	—	○現時点で国土交通省等からの派遣要請等はない。
19	応急給水業務	復興・危機管理部 土木部 企業局	—	支援要請があり次第 派遣	○日本水道協会の要請に基づき、宮城県支部正会員（県及び市町村）による輪番体制で応急給水支援を実施する。 ○応援要請があった際は、県水道事業の運営権者が所有する給水車の派遣調整を行う。（8月5日時点では要請なし）

番号	支援業務名	支援実施所属	支援先	支援期間	内容詳細
【職員等の派遣】					
20	上下水道施設復旧等支援業務	企業局	—	支援要請があり次第派遣	○日本水道協会、日本下水道協会などからの応援要請の枠組みに基づき、上下水道施設の復旧等に関する応援要請があった際には、人材の派遣等の調整を行う。
21	教職員の派遣	教育庁	—	支援要請があり次第派遣	○現時点での派遣要請等無し。今後、被災地域の要請に応じて、現地に「災害時学校支援チームみやぎ」の教職員等を派遣し、被災地の早期の学校再開に向け支援していく。
【物資の搬送】					
22	救援物資の提供	復興・危機管理部	熊本県	支援要請があった場合	○内閣府・全国知事会から飲料水の支援対応可能数について照会。 ○県内市町村への照会・取りまとめを行い、以下のとおり提供可能である旨、回答。 ○支援要請があり次第、輸送調整を実施する。 【提供可能数】 ・飲料水 500ml 146,774本 ・飲料水 2L 1,747本
【その他】					
23	災害義援金の募集	復興・危機管理部	—	令和8年8月3日～ 10月30日 (受付予定期間)	<設置（予定）場所> ○県庁1階のほか、次の地方機関等に設置（各合同庁舎（7か所）、宮城県図書館、宮城県美術館、東北歴史博物館 計10か所） <義援金の取扱い> ○日本赤十字社に全額寄附
24	全国知事会との連携	企画部	—	令和8年7月29日～	○全国知事会からの情報を庁内関係課へ共有した。
25	「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」による支援	土木部	—	支援要請があった場合	○協定に基づき、構成機関（東北地方整備局、東北6県、NEXCO東日本東北支社）からの応援要請があった場合、 ・情報の収集、提供 ・職員、専門家の派遣 ・必要最小限の緊急対応 等の支援を行う

番号	支援業務名	支援実施所属	支援先	支援期間	内容詳細
【その他】					
26	被災者への公営住宅等の提供	土木部	—	支援要請があった場合	○現時点で提供可能な県営住宅等は94戸、市町村営住宅（仙台市を含む）は73戸、合計167戸。なお、一部の市町村は調整中。
27	「北海道・東北ブロック下水道災害応援に関する申し合わせ」による支援	土木部	—	支援要請があった場合	○都道府県を越える広域的な下水道関係者間による応援体制の枠組みに基づき、応援要請があった場合に調整することとなっている。（8月5日時点では要請無し）
28	特殊車両通行許可事務における、被災地域への又は被災地域からの貨物の運搬等に係る申請の優先処理	土木部	—	申請があった場合	○被災地域の早期復旧や物流確保等の観点から、「令和8年熊本地震」に係る特殊車両通行許可事務の取扱について、当面の間、特殊車両の通行が被災地域への又は被災地域からの貨物の運搬等に係る申請については、最優先で処理を行う。